

「札幌市企業誘致スローガン・ロゴ制作業務」
提案説明書（仕様書）

1 業務名

「札幌市企業誘致スローガン・ロゴ制作業務」

2 事業の背景と目的

本市では、産業の活性化及び経済の振興を図るべく、主に首都圏の企業を対象とした本社機能移転やIT企業等の誘致に取り組んでいる（参考：ウェブサイトNEXT SAPPORO 企業進出総合ナビ <https://www2.city.sapporo.jp/invest/>）。

現在の札幌は、築30年以上のビルが多く、オフィス空室率も全国の主要都市の中でも最も低いために企業の新規進出やオフィス拡張に影響を及ぼしている状況であるが、北海道新幹線の延伸や冬季オリンピック・パラリンピック招致といった動きと連動し、2030年頃までの間に民間投資を活用した再開発が次々計画されており、オフィスビルについてもかつてない大量供給が見込まれている。

この絶好の機会を捉えて、企業に進出先の選択肢として札幌を検討してもらうためには、オフィスビルがひっ迫しているという現状のイメージを払拭し、都心で再開発が次々と起こり街が生まれ変わろうとしていること、またそれに向けて積極的に企業進出を促していきたいという札幌市の姿勢を明確に打ち出していく必要がある。そのため、印象的なスローガンやロゴマークを掲げ、オフィスビル事業者、不動産仲介事業者等の民間事業者とも連動し、官民一体で統一感を持った、効果的なシティプロモーションを図っていきたいと考えている。

本業務は、都心の再開発により生まれるオフィスビルへの企業誘致を進めるにあたってのスローガンとそれを用いたロゴを制作するもので、今後数年間、札幌市及び民間事業者が一定のルールのもとプロモーションに活用でき、延いては国内外からの企業誘致に繋げることを目的とするものである。

なお、本市は、2018年に内閣府から「SDGs未来都市」として選定されるなど、SDGsの達成に向けて様々な取り組みを進めているほか、世界標準の環境認証システム「LEED」のカテゴリの1つである「LEED for Cities and Communities」において最高ランクの「プラチナ」の認証を取得した。併せてゼロ・カーボンシティ（環境首都・札幌）を宣言し、都心においては、建築物のZEB認証取得の推進や地域熱供給ネットワークへの接続を通じて札幌都心全体の「低炭素化」、高い防災性を備えた「強靱化」に取り組んでいる。このような点を、今後のシティプロモーションにおいても重視したいと考えている。

3 想定する主な用途

作成したスローガンとロゴマークは、令和4年度以降、数年にわたって、札幌

市が主に都心の再開発により生まれるオフィスビルへの企業誘致を目的として行うシティプロモーションで使用するほか、オフィスビル事業者、不動産仲介事業者等が実施する民間のリーシング活動にも広く活用を促す。具体的な用途としては、パンフレット、ポスター、ノベルティグッズ、HP、デジタル広告（動画を含む）、名刺への掲載、主催セミナーや展示会等のイベントでの掲出等を想定している。

4 業務の概要

(1) スローガンの作成

上記1の背景を踏まえ、2030年頃までの間に再開発により都心が生まれ変わっていく動きと、それに伴い企業の進出を促し、世界が注目する国際ビジネス都市へと発展していきたいという札幌の姿勢を表現する、端的で印象的なスローガンを作成すること。

(2) スローガンを用いたロゴの制作

上記(1)のスローガンを用いた、シンボルマークと文字ロゴを1案デザインする。縦組み・横組みとした場合、それぞれカラー及びモノクロの計4種類を提案すること。

(3) デザインガイドラインの作成

以下の内容を記載したロゴ使用時のレギュレーションを定めたガイドラインを、A4版8ページ程度（必要に応じて変更可）で作成すること。

- ア スローガン、ロゴ、コンセプトの説明
- イ 4色印刷・モノクロ印刷・WEBの場合の色指定
- ウ 余白の指定
- エ 最小使用サイズの指定
- オ 禁止事項の例示

5 納品物

以下データが保存されたメディア（CD-R 又は DVD-R） 1枚

- (1) ロゴのイラストレーターファイル
- (2) ロゴのJPGファイル
- (3) デザインガイドラインの電子データ

6 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (2) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18号から第20号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (3) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (4) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (5) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (6) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。